広島市報

号外第９号
平成２８年９月９日
発　行　所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目　次

告　示
○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定……１

告　示

広島市告示第４２２号
平成２８年９月９日

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定により，土地が特定有害物質によって汚染されており，当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお，土壌汚染対策法第１５条第１項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は，広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長　松　井　一　實

１　指定する形質変更時要届出区域
　広島市西区観音新町四丁目２８７６番の一部
２　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合しない特定有害物質の種類
　砒（ひ）素及びその化合物
　ふっ素及びその化合物